

5、領収明細書が外国語の場合は翻訳文

- どなたが翻訳なさっても差し支えありませんが、余白に翻訳者の住所と氏名を記載してください。
- 翻訳の書式は、原本と翻訳文を左右で見比べた場合に、どの部分がどこの翻訳文であるかの判断ができれば、原文と全く同じ書式でなくても結構です。

6、パスポート（及び渡航確認ができるもの）

顔写真があるページと渡航の事実が確認できるページのコピーをとらせていただきます。

- ☞パスポートのみで渡航の確認ができない場合は、以下のいずれかを**原本**でお持ちください。
 - ◆航空機への搭乗券の半券（e チケットの確認書では、実際の搭乗確認ができませんので、必ず搭乗券をご提出ください）
 - ◆現地でかかった医療機関が発行した領収書

7、診療内容の調査に関わる同意書

- 申請件数が複数の場合でも、同意書は1枚のみで結構です。
- 指定の用紙は、市役所にあります。

8、後期高齢者医療給付費受領委任状

- 被保険者様（または相続人代表者様）以外の方の口座に振り込みを希望される場合には、必要となります。
- 申請件数が複数の場合でも、委任状は1枚のみで結構です。
- 指定の用紙は、市役所にあります。

【問合せ】

多摩市役所 健康福祉部 保険年金課
後期高齢者医療担当
042-338-6807（直通）